

(別紙様式 36-5)

煙火火薬庫「保安検査」事前調査票

作成者職・氏名

連絡先電話番号

事業所名				代表者職・氏名			
事業所所在地							
電話番号				ファックス番号			
取扱保安責任者	資格	正 (甲 ・ 乙)	副 (甲 ・ 乙)	代理 (甲 ・ 乙)			
	氏名						
煙火火薬類の所在地							
煙火火薬庫	許可火薬類の種類	許可貯蔵量 kg		定期自主検査実施日			
号棟				年度			
号棟				第 1 回 年 月 日			
号棟				第 2 回 年 月 日			
号棟							
第 1 種保安物件名	第 2 種保安物件名		第 3 種保安物件名		第 4 種保安物件名		
法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル		法定保安距離 メートル		法定保安距離 メートル		
申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル		申請書面保安距離 メートル		申請書面保安距離 メートル		
実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル		実測保安距離 メートル		実測保安距離 メートル		
検査項目	省令等	検査基準		判定基準		自己点検結果	
位置	規則 2 4 条 1 号	湿地を避けた位置とする。		地盤の湿気の状態を確認すること。		適 ・ 否	
構造	同 2 8 条 1 号 及び 2 号	鉄筋コンクリート造 (壁厚 10 釐以上) 補強コンクリートブ ロック造 (壁厚 19 以上) 平屋建で堅牢 高位で排水に留意す る。		ヒビ割れ、風化等がないこと。 排水溝の詰まりがないこと。		適 ・ 否	
土堤等	同 2 8 条 4 号	最大 2 ムを超える場 合は土堤又は簡易土 堤。 2 ム以下の場合には土 堤、簡易土堤又は防 爆壁で囲む。		規則第 31 条 (土堤)、第 31 条 の 2 (簡易土堤) 第 31 条の 3 (防 爆壁) の構造等の基準に適合して いること。		適 ・ 否	
扉	同 2 4 条 4 号	火薬庫の入口の扉 は、外扉が耐火扉で ある二重扉とし、盗 難を防止するための 措置を講ずること。		外扉は厚さ 3 mm 以上の鉄板とす ること。 内扉、外扉及び外扉の錠は、日本 産業規格 K4832 (2018) 火薬類の 盗難防止設備の要求事項の各基 準に適合すること。 内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用 すること。		適 ・ 否	
床高 通気孔	同 2 4 条 6 号	床高は地盤面から 3 0 釐以上。床に 2 個 以上の通気孔を設 け、金網を張る。(幅 20 釐以上の通気孔に は約 5 釐間隔で直径 1 釐以上の鉄棒をは め込む。)		床面の破損がないこと。 通気孔の金網破損がないこと。 通気孔を設けない場合は、床と地 盤面の間に、防湿フィルムを敷設 するか、床面に防湿塗料を塗布す ること。		適 ・ 否	

床	同 2 4 条 7 号	床面は板張りで鉄類を表さない。	床板の割れ、釘の浮きがないこと。	適 ・ 否
換 気 孔	同 2 4 条 8 号	金網張り、火薬庫の大きさにより天井に1個以上、両つまに各1個付ける。	換気孔の金網の破損がないこと。	適 ・ 否
暖 房	同 2 4 条 9 号	暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。	次のいずれかの基準に適合すること。 ①火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を火薬庫内に設置する場合、放熱対の側面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ②火薬庫と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む場合、吹き出し口の温度は50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ③火薬類が飛散するおそれがない火薬庫において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏40度以下とし、電気配線は火薬庫内に表さないようにすること。	該 当 無 し 適 ・ 否
照 明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断機、開閉器は庫外に設置する。	防爆式電灯であること。スイッチ等は庫外にあること。	該 当 無 し 適 ・ 否
屋 根	同 2 4 条 1 1 号	木造、屋根の外面は金属板・スレート板・瓦等の不燃物とする。	雨といの破損、詰まりがないこと。 雨もりがないこと。	適 ・ 否
避 雷 装 置	同 2 4 条 1 2 号	避雷装置を設ける。	平成27年経済産業省告示第145号の基準に適合していること。	適 ・ 否
警 戒 ・ 消 火 設 備	同 2 4 条 1 4 号	警戒札及び貯水槽の設置、境界に沿って2m以上の空地を設け、境界に有刺鉄線等を張る。	境界柵に破損がないこと。 警戒札（「煙火火薬庫」「火気厳禁」等）は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されていること。	適 ・ 否

◆土堤の場合

検 査 項 目	省 令 等	検 査 基 準	判 定 基 準	自 己 点 検 結 果
位 置	同 3 1 条 1 号	土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	堤脚と外壁との間の距離を確認すること。	適 ・ 否

出 入 口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線と交さする。	当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。	当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。	適 ・ 否
勾 配 等	同 3 1 条 4 号	土堤は45度以下の勾配とする。（ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあっては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。） 高さは煙火火薬庫の場合は軒高（1.5m未満の場合は1.5m）、その他の火薬庫及び一時置場にあっては屋頂の高さ以上とする。 頂部の厚さは1m以上とする。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土 留 め	同 3 1 条 5 号	土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。	土留めの腐朽等がないこと。 次の一以上の材料を用いたものとする。 1. 土 2. ソイルセメント 3. ジオテキスタイルで補強した土	適 ・ 否
通 路	同 3 1 条 6 号	2棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土 堤 面	同 3 1 条 7 号	土堤面を芝草類又はセメントモルタル又は布製型枠（セメントモルタルを使用するものに限る）で被覆する。	芝草が剥げていないこと。 枯草がないこと。 セメントモルタル等が剥がれていないこと	適 ・ 否

◆簡易土堤の場合

検 査 項 目	省 令 等	検 査 基 準	判 定 基 準	自 己 点 検 結 果
位 置	同 3 1 条 1 号	土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	堤脚と外壁との間の距離を確認すること。	適 ・ 否
出 入 口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から	当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。	適 ・ 否

		外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さする。		
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。	当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。	適 ・ 否
勾 配 等	同 3 1 条 の 2 1 号	土堤の勾配は 7 5 度以下とする。 土堤の高さは、軒までの高さ (1.5 尺未満の場合は 1.5 尺) 以上とする。 頂部の厚さは 6 0 釐以上とする。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土 留 め	同 3 1 条 の 2 2 号	爆発の際、軽量の飛散物となる側壁板及び支柱を用いて堅固な土留めとする。	土堤内の土、砂が十分に満たされていること。 土圧により、板が破損していないこと。 材料は木材、プラスチック材、軽量骨材を用いたセメント板であること。	適 ・ 否
通 路	同 3 1 条 6 号	2 棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土 堤 頂 部	同 3 1 条 の 2 3 号	頂部は板等で覆い、できるだけ雨水が浸入しない構造とする。	板の乾燥により、隙間が大きくなっていないこと。	適 ・ 否

◆ 防爆壁の場合

検 査 項 目	告 示	検 査 基 準	判 定 基 準	自 己 点 検 結 果
位 置	昭 和 3 5 年 告 7 6 号 第 1 号	内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで、2 尺以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	位置が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
構 造	同 2 号	鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造で、基礎は堅牢に構築する。	基礎部が露出していないこと。	適 ・ 否
高 さ	同 4 号	煙火火薬庫の場合は軒高以上、爆発の危険のある日乾場では 2.5 尺以上。	位置が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
壁 の 厚 さ	同 4 号	鉄筋コンクリートの場合 ・ 煙火火薬庫においては 1 5 釐以上 ・ 爆発の危険のある工室、火薬類一時置場、爆発の危険のある日乾場においては	構造が許可を受けずに変更されていないこと。 壁面にヒビ割れ、風化がないこと。	適 ・ 否

		10 %以上。 補強コンクリートの 場合 ・煙火火薬庫においては19 %以上 ・爆発の危険のある工室、火薬類一時置場、爆発の危険のある日乾場においては15 %以上。		
緩衝措置	同5号	出入口の外に更に防 爆壁を設ける等、直 接の衝動波が外にで ない措置をする。	当該工室又は火薬庫が見通して 見えないこと。	適 ・ 否